

佐賀県規則第28号

佐賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成22年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の証明書は、<u>身分証明書（様式第1号）</u>によるものとする。</p> <p>(特定開発行為許可申請の添付書類)</p> <p>第3条 法第9条第1項の許可を受けようとする者は、法第10条第1項の申請書に、同条第2項の国土交通省令で定める図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 省令第8条第2項の計画説明書は、特定開発行為計画説明書（<u>様式第2号</u>）によるものとする。</p> <p>(特定開発行為許可標識の設置)</p> <p>第4条 法第9条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間中、当該許可に係る特定開発行為を行う場所又はその付近の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（<u>様式第3号</u>）を設置しなければならない。</p> <p>(特定開発行為変更許可申請書等)</p> <p>第5条 法第16条第2項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（<u>様式第4号</u>）によるものとする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第22条第2項において準用する場合を含む。）の証明書は、<u>国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）の別記様式により作成するものとする。</u></p> <p>(特定開発行為許可申請の添付書類)</p> <p>第3条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、法第11条第1項の申請書に、同条第2項の国土交通省令で定める図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 省令第8条第2項の計画説明書は、特定開発行為計画説明書（<u>様式第1号</u>）によるものとする。</p> <p>(特定開発行為許可標識の設置)</p> <p>第4条 法第10条第1項又は第17条第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間中、当該許可に係る特定開発行為を行う場所又はその付近の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（<u>様式第2号</u>）を設置しなければならない。</p> <p>(特定開発行為変更許可申請書等)</p> <p>第5条 法第17条第2項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（<u>様式第3号</u>）によるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>2 略 (特定開発行為の変更の届出)</p> <p>第6条 法第16条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書(様式第5号)により行うものとする。 (住所、氏名等の変更の届出)</p> <p>第7条 法第9条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、その変更の日から30日以内に、住所・氏名等変更届出書(様式第6号)を知事に届け出なければならない。 (地位の承継)</p> <p>第8条 法第9条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る特定開発行為の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定開発行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、特定開発行為地位承継届出書(様式第7号)を知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 略 (特定開発行為の変更の届出)</p> <p>第6条 法第17条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書(様式第4号)により行うものとする。 (住所、氏名等の変更の届出)</p> <p>第7条 法第10条第1項又は第17条第1項の許可を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、その変更の日から30日以内に、住所・氏名等変更届出書(様式第5号)を知事に届け出なければならない。 (地位の承継)</p> <p>第8条 法第10条第1項又は第17条第1項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る特定開発行為の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定開発行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、特定開発行為地位承継届出書(様式第6号)を知事に届け出なければならない。</p>

様式第1号を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>様式第2号</u> (第3条関係)</p> <p>略</p> <p><u>様式第3号</u> (第4条関係)</p>	<p><u>様式第1号</u> (第3条関係)</p> <p>略</p> <p><u>様式第2号</u> (第4条関係)</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を申請します。</p> <div data-bbox="237 523 1111 564" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <div data-bbox="237 842 1111 884" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>様式第7号（第8条関係）</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を申請します。</p> <div data-bbox="1164 523 2033 564" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第4号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <div data-bbox="1164 842 2033 884" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>様式第6号（第8条関係）</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。